

諮問事項

1. 子ども・子育て支援金にかかる条項の追加

令和6年6月5日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることに伴い、関連する条項を舞鶴市国民健康保険条例に追加する。

2. 保険料賦課限度額の見直しについて

国民健康保険法施行令の改正に準じ、基礎賦課額保険料(医療分保険料)及び、子ども・子育て支援納付金賦課額保険料(子ども分保険料)の賦課限度額を次のとおり改正する。

- (1) 医療分保険料の賦課限度額を66万円から67万円に改正する。
- (2) 子ども分保険料の賦課限度額を新たに設定し3万円とする。

3. 保険料軽減制度の対象となる所得判定基準の見直しについて

国民健康保険法施行令の改正に準じ、保険料の基礎賦課額を減額する際の所得判定基準を次のとおり改正する。

(1) 5割軽減の対象となる所得金額の引上げ

(改正前) $43\text{万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10\text{万円}\}(\text{※})$
 $+ 30.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$

(改正後) $43\text{万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10\text{万円}\}(\text{※})$
 $+ 31\text{万円} \times \text{被保険者数}$

(2) 2割軽減の対象となる所得金額の引上げ

(改正前) $43\text{万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10\text{万円}\}(\text{※})$
 $+ 56\text{万円} \times \text{被保険者数}$

(改正後) $43\text{万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10\text{万円}\}(\text{※})$
 $+ 57\text{万円} \times \text{被保険者数}$

※給与所得者等の数が2人以上の場合に限る。

4. 令和8年度一人当たり保険料について

基礎賦課額保険料(医療分保険料)及び後期高齢者支援金等賦課額保険料(支援分保険料)並びに、子ども子育て支援納付金賦課額保険料(子ども分保険料)、介護納付金賦課額保険料(介護分保険料)について、次の通りとする。

- (1)医療分保険料については、基金の活用により一人当たり保険料の引き上げ幅を抑制し、前年度から5,140円引上げ69,710円とする。
- (2)支援分保険料については、基金の活用により一人当たり保険料の引き上げ幅を抑制し、前年度から910円引上げ25,720円とする。
- (3)子ども分保険料については、令和8年度より新たに設定し3,040円とする。
- (4)介護分保険料については、基金の活用により一人当たり保険料の引き上げ幅を抑制し、前年度から910円引上げ29,370円とする。